

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和2年5月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 魚沼ショッピングセンター
所在地 魚沼市吉田字川原1105番 外
設置者 株式会社ウオロク
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐輪場の位置
(変更前) 位置 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 位置 届出書に添付された図面のとおり
- 3 変更年月日
令和2年12月28日（ただし、軽微な変更として認められた場合はその日以降）
- 4 変更の理由
使用頻度の低い既存の駐輪場の場所を、地元住民が利用する高齢者タクシーの乗合所として活用するため
- 5 届出年月日
令和2年4月27日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
（なお、魚沼市産業経済部商工課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間
令和2年5月12日から令和2年9月12日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp